



宮 崎 県 公 報

平成20年2月28日(木曜日) 第 1959 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の廃止……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更(2件)……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更……………(“) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(“) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更……………(“) 3

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者対策課) 4
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更……………(“) 4
- 指定居宅サービス事業の廃止……………(“) 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(“) 5
- 指定居宅介護支援事業の廃止……………(“) 5
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(“) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 5
- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更……………(“) 6
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………(“) 6
- 保安林の指定施業要件の変更……………(自然環境課) 6
- 道路の区域の変更(8件)……………(道路保全課) 7
- 道路の供用の開始(7件)……………(“) 9
- 内水面漁場管理委員会指示**
- 漁業法に基づく指示……………10
- 正 誤**
- 平成18年3月31日付け県公報(号外第35号)中……………11
- 平成19年10月22日付け県公報(号外第110号)中……………11
- 平成19年11月1日付け県公報(号外第113号)中……………12
- 平成19年12月3日付け県公報(号外第117号)中……………12

告 示

宮崎県告示第 115号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
吉田竜一	宮崎県宮崎市生目台西4丁目27-1	りんどう薬局	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4780-1	平成20年 1月1日
セントケア宮崎株式会社	宮崎県宮崎市江平東町6番14号	セントケア都城	宮崎県都城 市祝吉町50 07番地1 森山事務所 B棟	平成19年 12月1日

特定非営利活動法人さゆり	宮崎県延岡市緑ヶ丘4丁目19番6号	ケアセンターささゆり	宮崎県延岡市緑ヶ丘4丁目19番6号	平成19年 12月1日
特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	宮崎県延岡市大瀬町1丁目9番地10	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	宮崎県延岡市大瀬町1丁目9番地10	平成20年 2月1日
有限会社よこやま	宮崎県日南市春日町6番2号	ほりかわ苑デイサービスセンター	宮崎県日南市春日町5番22号	平成20年 2月1日
有限会社オアシス	宮崎県日南市戸高4丁目1番地3	訪問介護ステーションオアシス	宮崎県日南市戸高4丁目1番地4	平成19年 7月7日
医療法人山仁会山口整形外科	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋32	グループホームメゾン・なでし	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋32	平成20年 2月5日

	35番地 3	こ	25番地	
株式会社介護とリハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町大字川南 127 14番地13	デイサービスセンターエンゼル	宮崎県児湯郡川南町大字川南 127 15番地 1	平成20年 1月 1日
社会福祉法人川水流福祉会	宮崎県延岡市北方町川水流卯1810番地の86	グループホームひえいの郷	宮崎県延岡市北方町川水流卯1810番地の24	平成19年 10月 1日
合同会社太陽	宮崎県日向市新生町 1-92	小規模多機能型居宅介護施設太陽	宮崎県日向市新生町 1-92	平成20年 1月 1日
医療法人暁星会	宮崎県西都市大字下三財3378番地	小規模多機能ホームふだんもと	宮崎県西都市大字三納3205番地 4	平成19年 10月 1日
社会福祉法人考慈会	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5232番地 2	寿幸園デイサービスセンター (認知デイ)	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5254番地 2	平成20年 2月 1日
特定非営利活動法人こすもすの里	宮崎県児湯郡木城町大字椎木4007番地 2	グループホームこすもす 2号館	宮崎県児湯郡新富町大字上富田5332番地	平成20年 1月22日

宮崎県告示第 116号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年 2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
セントケア宮崎株式会社	宮崎県宮崎市江平東町 6 番14号	セントケア都城	宮崎県都城市祝吉町50 07番地 1 森山事務所 B 棟	平成19年 12月 1日
特定非営利活動法人ささゆり	宮崎県延岡市緑ヶ丘 4 丁目19番 6 号	居宅介護支援事業所ケアセンター ささゆり	宮崎県延岡市緑ヶ丘 4 丁目19番 6 号	平成20年 2月 1日

宮崎県告示第 117号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ギア・ソフト	福岡県福岡市博多区博多駅南 3 丁目 5 番33号	小規模多機能型居宅介護施設太陽	宮崎県日向市新生町 1-92	平成19年 12月31日

宮崎県告示第 118号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関 (居宅介護支援事業所) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
森山産業株式会社	宮崎県都城市南鷹尾町 11- 4	ウエルライフたか尾指定居宅介護支援事業所	宮崎県都城市南鷹尾町 11街区40号	平成19年 12月 1日

宮崎県告示第 119号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成20年 2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社みやはら介護保険企画	宮崎県延岡市高千穂通 4 番地12	デイサービスすみちくさ	宮崎県延岡市南一ヶ岡 5 丁目 4-5	平成19年 12月17日

宮崎県告示第 120号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関 (居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 アメック スエステ ート	宮崎県宮崎市江平 東町10番地 6	アメック スデイサ ービスセ ンター	宮崎県西諸県郡野 尻町大字三ヶ野山 3272- 2

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
アメックスデイサー ビスセンター	デイサービスセンタ ー霧島	平成18年 9 月 5 日

宮崎県告示第 121号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人健生 会	宮崎県都城市高崎 町縄瀬1622番地17	社会福祉 法人健生 会特別養 護老人ホ ーム高崎 苑	宮崎県都城市高崎 町縄瀬1622番地17

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人健生会 特別養護老人ホーム 高崎苑	高崎苑居宅介護支援 事業所	平成19年 4 月 1 日

宮崎県告示第 122号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人健生 会	宮崎県都城市高崎 町縄瀬1622番地17	社会福祉 法人健生 会特別養 護老人ホ ーム高崎 苑	宮崎県都城市高崎 町縄瀬1622番地17

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人健生会 特別養護老人ホーム 高崎苑	高崎苑居宅介護支援 事業所	平成19年 4 月 1 日

宮崎県告示第 123号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人孝慈 会	宮崎県宮崎郡清武 町大字木原5232番 地 2	寿幸園デ イサービ スセンタ ー	宮崎県宮崎郡清武 町大字木原5232番 地 2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県宮崎郡清武町 大字木原5232番地 2	宮崎県宮崎郡清武町 大字木原5254番地 2	平成19年12月 1 日

宮崎県告示第 124号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人 森山内科 クリニック	宮崎県都城市南鷹 尾町24-20	森山内科 クリニッ ク指定居 宅介護支 援事業所	宮崎県都城市南鷹 尾町24-20

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市南鷹尾 町24-20	宮崎県都城市南鷹尾 町11-46	平成19年12月1日

宮崎県告示第 125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570201766	デイサービスセンター あかつき	宮崎県都城市蓑原 町2356番地17	有限会社あかつき	宮崎県都城市志比 田町5777番地9	平成20年1月15日	通所介護

宮崎県告示第 126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570400376	おひさまデイサービス	宮崎県日南市戸高 1-13-4	おひさまデイサービス	宮崎県日南市吾田 西1-4-30	平成20年1月1日	通所介護
4561590003	訪問看護ステーションどんぐり	宮崎県宮崎郡清武 町大字木原5923- イ号	訪問看護ステーションどんぐり	宮崎県宮崎市学園 木花台桜2丁目21 番地3	平成20年1月1日	訪問看護
4570101891	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市大字 恒久字原出口4480 -1	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市田野 町字尾脇8136-13	平成19年12月20日	福祉用具貸与
4570101891	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市大字 恒久字原出口4480 -1	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市田野 町字尾脇8136-13	平成19年12月20日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570101560	アイティーアイ株	宮崎県宮崎市恒久	アイティーアイ株	長崎県長崎市興善	平成20年1月31日	福祉用具貸与

	株式会社宮崎営業所	4522	株式会社	町 6 - 7		
4571900515	ヘルパーステーションこすもす	宮崎県東諸県郡国富町本庄1946番地 田中外科医院内	医療法人俊生会	宮崎県東諸県郡国富町本庄1946番地	平成20年1月31日	訪問介護

宮崎県告示第 128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570400475	有限会社 県南介護サービス	宮崎県日南市東弁分乙2153番地	有限会社 県南介護サービス	宮崎県日南市吾田東六丁目5番14-101	平成20年1月1日	居宅介護支援
4572200196	合同会社ケアサポートひだまり	宮崎県西臼杵郡日之影町七折 12840番地	合同会社ケアサポートひだまり	宮崎県西臼杵郡日之影町七折9070番地 8	平成20年1月4日	居宅介護支援

宮崎県告示第 129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571900085	田中外科ケアプラセンター	宮崎県東諸県郡国富町本庄 12146番地 3	医療法人俊生会	宮崎県東諸県郡国富町本庄1946	平成20年1月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護療養型医療施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510115654	金丸脳神経外科病院	宮崎県宮崎市池内町 803	医療法人社団見晴会	宮崎県宮崎市池内町 803	平成20年1月1日	介護療養型医療施設

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成20年2月28日

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572100032	特別養護老人ホーム若宮荘	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代2208	社会福祉法人清風会	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代2208	平成20年1月1日	介護予防短期入所生活介護
4570201766	デイサービスセンター あかつき	宮崎県都城市蓑原町2356番地17	有限会社あかつき	宮崎県都城市志比田町5777番地9	平成20年1月15日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570400376	おひさまデイサービス	宮崎県日南市戸高1-13-4	おひさまデイサービス	宮崎県日南市吾田西1-4-30	平成20年1月1日	介護予防通所介護
4561590003	訪問看護ステーションどんぐり	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5923-1号	訪問看護ステーションどんぐり	宮崎県宮崎市学園木花台桜2丁目21番地3	平成20年1月1日	介護予防訪問看護
4570101891	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口4480-1	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市田野町字尾脇8136-13	平成19年12月20日	介護予防福祉用具貸与
4570101891	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市大字恒久字原出口4480-1	株式会社南九州クボタ生活関連営業部 宮崎推進課	宮崎県宮崎市田野町字尾脇8136-13	平成19年12月20日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第 133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570101560	アイティーアイ株式会社宮崎営業所	宮崎県宮崎市恒久4522	アイティーアイ株式会社	長崎県長崎市興善町6-7	平成20年1月31日	介護予防福祉用具貸与

宮崎県告示第 134号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第2

83号）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和30年12月28日農林水産省告示第1067号、昭和31年6月14日農林水産省告示第359号、昭和31年10月4日農林水産省告示第676号、昭和32年8月12日農林水産省告示第687号、昭和33年3月25日農林水産省告示第209号、昭和33年7月4日宮崎県告示第285号、昭和40年12月18日農林水産省告示第1619号、昭和42年5月4日農林水産省告示第671号、昭和43年8月6日農林水産省告示第1182号、昭和43年11月13日農林水産省告示第1802号、昭和44年

10月21日農林水産省告示第1568号、昭和46年3月22日農林水産省告示第561号、昭和46年3月29日農林水産省告示第706号、昭和52年5月10日農林水産省告示第476号、昭和53年5月4日農林水産省告示第522号、昭和55年3月6日農林水産省告示第281号、昭和55年8月26日農林水産省告示第1271号、昭和56年5月14日農林水産省告示第606号、昭和57年6月25日農林水産省告示第1063号、昭和58年7月19日農林水産省告示第1206号、昭和58年8月12日農林水産省告示第1423号、昭和58年12月8日農林水産省告示第2416号、昭和59年1月17日農林水産省告示第92号、昭和59年1月25日農林水産省告示第207号、昭和59年2月28日農林水産省告示第499号、昭和59年3月3日農林水産省告示第579号、昭和61年2月8日農林水産省告示第217号、昭和61年4月21日農林水産省告示第568号、昭和61年5月12日農林水産省告示第712号、昭和61年12月15日農林水産省告示第2001号、昭和62年7月31日農林水産省告示第1076号、昭和63年4月19日農林水産省告示第501号、昭和63年5月24日農林水産省告示第702号、昭和63年6月14日農林水産省告示第820号、昭和63年12月12日農林水産省告示第1999号、平成元年3月23日農林水産省告示第397号、平成元年6月19日農林水産省告示第800号、平成元年11月14日農林水産省告示第1501号、平成2年6月12日農林水産省告示第760号、平成2年6月18日農林水産省告示第797号、平成2年6月21日農林水産省告示第808号、平成2年8月15日農林水産省告示第1074号、平成3年3月18日農林水産省告示第345号、平成3年4月9日農林水産省告示第428号、平成3年5月13日農林水産省告示第601号、平成3年7月8日農林水産省告示第930号、平成3年8月19日農林水産省告示第1054号、平成4年12月17日農林水産省告示第1301号、平成4年12月17日農林水産省告示第1302号、平成5年10月4日農林水産省告示第1188号、平成5年12月2日農林水産省告示第1411号、平成6年1月12日農林水産省告示第50号、平成6年5月25日農林水産省告示第861号、平成7年3月20日農林水産省告示第441号、平成8年3月19日農林水産省告示第367号、平成8年3月19日農林水産省告示第368号、平成8年5月7日農林水産省告示第652号、平成8年5月7日農林水産省告示第653号、平成8年5月8日農林水産省告示第665号、平成8年5月8日農林水産省告示第667号、平成8年5月23日宮崎県告示第705号、平成8年5月23日宮崎県告示第706号、平成8年6月18日農林水産省告示第969号、平成8年12月5日農林水産省告示第1892号、平成10年3月16日農林水産省告示第405号、平成10年3月16日農林水産省告示第407号、平成10年3月16日農林水産省告示第409号、平成10年4月21日農林水産省告示第623号、平成10年5月25日農林水産省告示第832号、平成10年5月25日農林水産省告示第833号、平成10年7月31日農林水産省告示第1123号、平成10年8月25日農林水産省告示第1303号、平成10年9月17日農林水産省告示第1472号、平成10年11月30日宮崎県告示第1099号、平成11年2月1日宮崎県告示第94号、平成11年2月15日農林水産省告示第261号、平成11年2月15日農林水産省告示第262号、平成11年2月17日農林水産省告示第280号、平成11年3月9日農林水産省告示第415号、平成11年6月21日宮崎県告示第599号、平成11年6月21日宮崎県告示第600号、平成11年11月2日農林水産省告示第1471号、平成11年11月2日農林水産省告示第1472号、平成11年12月6日農林水産省告示第1562号、平成11年12月6日農林水産省告示第1563号、平成12年1月12日農林水産省告示第30号、平成12年3月17日宮崎県告示第225号、平成12年3月17日宮崎県告示第226号、平成12年6月12日宮崎県告示第537号、平成12年6月12日宮崎県告示第

538号、平成12年6月12日宮崎県告示第539号、平成12年6月12日宮崎県告示第540号、平成12年9月4日宮崎県告示第816号、平成12年9月4日宮崎県告示第817号、平成12年11月27日宮崎県告示第1033号、平成12年11月27日宮崎県告示第1034号、平成13年2月1日宮崎県告示第97号、平成13年3月26日宮崎県告示第272号、平成13年3月26日宮崎県告示第273号、平成13年5月21日宮崎県告示第528号、平成13年6月21日宮崎県告示第665号、平成13年6月21日宮崎県告示第667号、平成13年7月19日宮崎県告示第760号、平成13年10月1日宮崎県告示第928号、平成13年10月1日宮崎県告示第929号、平成13年11月12日宮崎県告示第1031号、平成14年1月15日宮崎県告示第12号、平成14年2月21日宮崎県告示第77号、平成14年2月21日宮崎県告示第78号、平成14年3月28日宮崎県告示第138号、平成14年3月28日宮崎県告示第139号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁・中部農林振興局・南那珂農林振興局・児湯農林振興局・東臼杵農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月28日から平成20年3月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字佐礼1732番1地	旧	8.3 ~ 25.5	18.6
			先から同郡同村同大字同字1732番1地先まで	新	17.2 ~ 46.6	18.6

宮崎県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月28日から平成20年3月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字嵐 田字榎瀬65 番 1 地先か ら同郡同町 同大字字中 須2444番 2 地先まで	旧	10.5 ～ 41.0	380.0
				新	15.0 ～ 43.0	380.0

宮崎県告示第 137号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1062番 9 地 先から同郡 同村同大字 同字1062番 9 地先まで	旧	4.8 ～ 8.0	47.0
				新	5.9 ～ 24.8	47.0

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1062番 9 地 先から同郡 同村同大字 同字1062番 11地先まで	旧	4.0 ～ 6.8	132.0
				新	26.2 ～ 44.1	132.0

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾八 重1868番 1 92地先から 同郡同村同 大字同字18 68番 110地 先まで	旧	4.5 ～ 11.5	99.5
				新	15.9 ～ 34.5	99.5

宮崎県告示第 140号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字横野 2120番 1 地 先から同郡 同村同大字 同字2139番 3 地先まで	旧	4.2 ～ 12.5	103.4
				新	6.8 ～ 19.9	103.4

宮崎県告示第 141号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
319	県道	寒川下 三財線	西都市大字 加勢字南園 2006番1地 先から同市 同大字字寺 ノ下67番1 地先まで	旧	15.8 ～ 25.6	45.2
				新	19.4 ～ 32.6	

宮崎県告示第 142号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
325	県道	福王寺 佐土原 線	西都市大字 下三財字湯 言寺3262番 5地先から 同市同大字 同字3262番 24地先まで	旧	13.4 ～ 15.8	41.0
				新	13.4 ～ 34.6	

宮崎県告示第 143号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字佐礼 1732番1地 先から同郡 同村同大字 同字1732番 1地先まで	平成20年 2 月28日

宮崎県告示第 144号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 田野字広瀬 1062番 9 地 先から同郡 同村同大字 同字1062番 9地先まで	平成20年 2 月28日

宮崎県告示第 145号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 田野字広瀬 1062番 9 地 先から同郡 同村同大字 同字1062番 11地先まで	平成20年 2 月28日

宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉	東臼杵郡椎	平成20年 2 月28日

		湯前線	葉村大字下 福良字尾八 重1868番 1 92地先から 同郡同村同 大字同字18 68番 110地 先まで	
--	--	-----	--	--

宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字横野 2120番 1 地 先から同郡 同村同大字 同字2139番 3 地先まで	平成20年 2 月28日

宮崎県告示第 148号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
319	県道	寒川下 三財線	西都市大字 加勢字南園 2006番 1 地 先から同市 同大字字寺 ノ下67番 1 地先まで	平成20年 2 月28日

宮崎県告示第 149号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 2 月28日から平成20年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
325	県道	福王寺 佐土原 線	西都市大字 下三財字湯 言寺3262番 5 地先から 同市同大字 同字3262番 24地先まで	平成20年 2 月28日

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 112号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成20年 2 月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

（増殖義務）

1 平成20年 2 月28日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

（こいの増殖）

2 こいについては、指示量相当分を他の漁業権対象魚種に振り替えて増殖を行わなければならない。

（実績報告の義務）

3 漁業権者は、平成21年 1 月30日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

（その他）

4 当該指示については、別に定める第 5 種共同漁業権に係る増殖指示の取扱方針に基づき適正に行わなければならない。

別 表

漁業権 番 号	河 川 名	漁 業 権 者	魚 種 及 び 数 量 (増 殖 行 為)										こいの指示 量相当分 (尾) (注)	
			あゆ (kg)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	やまめ (尾)	にじます (尾)	おいかわ (尾)	うぐい (尾)	もくずがに (kg) (尾)		わかさぎ (尾)		
内共第1号	北 川	代表 北川漁業協同組合	170	600	18	3,200			3,000		15	3,000		4,900
内共第2号	祝子川	祝子川漁業協同組合	195		50	2,500	2,500	6,750		15	3,000		1,000	
内共第3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	110		25			1,725		24.2	4,840		1,480	
内共第4号	五ヶ瀬川	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	1,385	1,000	100	34,000	12,000	2,500	10,000	50	10,000		16,000	
内共第5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協同組合	58	500	45	2,250				5	1,000		2,500	
内共第6号	塩見川	富島河川漁業協同組合		1,500	15					5	1,000		1,500	
内共第7号	耳 川	代表 西郷漁業協同組合	155	2,000	215	15,100	3,750	2,000		140	28,000		30,000	
内共第8号	石並川	美幸内水面漁業協同組合	15		35	1,000				35	7,000		1,390	
内共第9号	名貫川	名貫川淡水漁業協同組合	15		5	500	500			5	1,000		1,000	
内共第10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	5	500	10					5	1,000		5,000	
内共第11号	小丸川	代表 小丸川漁業協同組合	150	500	135	27,000	2,000			25	5,000		6,000	
内共第12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合	226	1,000	200	20,000	10,000	20,000		25	5,000		24,000	
内共第13号	石崎川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合		750	20					5	1,000		9,500	
内共第14号	大淀川	代表 宮崎内水面漁業協同組合	458	3,250	457	8,800		14,700	産卵床 3箇所	150	30,000		125,250	
内共第15号	清武川	代表 木花内水面漁業協同組合	80	500	50					50	10,000		6,000	
内共第16号	加江田川	木花内水面漁業協同組合	15	500	10					25	5,000		1,000	
内共第17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	30	500	20	5,000		2,000					13,000	
内共第18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合	173	500	50	3,500				300	60,000		15,000	
内共第19号	福島川	串間市淡水漁業協同組合	30		40	1,000				10	2,000		3,090	
内共第20号	本城川	串間市淡水漁業協同組合	10		10					5	1,000		1,000	
内共第21号	御 池	小林高野原尻漁業協同組合	10	500	30		500	1,000				2,000 (600万粒)	3,000	
総 計			3,290	14,100	1,540	123,850	31,250	53,675	10,000 産卵床 3箇所	894.2	178,840	2,000 (600万粒)	271,610	

放流する魚種の体長・体重

- あゆ 体重 3～7グラム
- ふな 体長 5センチメートル以上 (体重5グラム以上)
- うなぎ 体重 10～25グラム
- やまめ 体重 5～10グラム
- にじます 体重 15グラム以上
- うぐい 体重 5グラム以上
- おいかわ 体重 1グラム以上
- もくずがに 体重 20～30グラム (単位: kg)
又は甲幅4ミリメートル以上 (単位: 尾)
- わかさぎ 体重 5グラム以上又は発眼卵

(注) こいについては、KHV病まん延防止のため、指示量相当分を他の漁業権対象魚種に振り替えて (当該魚種の単位に換算し) 増殖を行う。

正 誤

平成18年3月31日付け県公報 (号外第35号) 中

ページ	誤	正
11	過小申告	過少申告

平成十九年十月十一日付け県公報 (号外第百十号) 中

ページ	政 行	誤	正
1	上 三十四	「地方自治法施行令 (昭和十一年政令第十六号) 第五十七条の十一第一項において準用する」を削る	「令第五十七条の十一第一項において準用する」を「地方自治法施行令 (昭和十一年政令第十六号)」に改める

平成19年11月1日付け県公報（号外第 113号）中

ページ	誤	正
6	(第99条)	(第99条関係)

平成19年12月3日付け県公報（号外第 117号）中

ページ	誤	正
1、2	宮崎県指定金融期間	宮崎県指定金融機関